

議会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年1月23日（火）～24日（水）

2 視察先及び視察事項

（1）鹿児島市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議場に設置されている対面式の発言台の使用状況について
- ⑫ 電子表決システムの使用状況について

（2）北九州市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ タブレット端末を活用した議会運営について

3 視察委員

委員長	野田	雅之
副委員長	木庭	理香子
委員	原典	之
同	各務	雅彦
同	上原	正裕
同	堀添	健
同	押本	吉司
同	浜田	昌利
同	田村	伸一郎
同	河野	ゆかり
同	宗田	裕之
同	渡辺	学
同	仁平	克枝

4 視察概要―①

(1) 視察先

鹿児島市

(2) 視察月日

1月23日(火)

(3) 対応者

議会事務局政務調査課長

議会事務局議事課長

(4) 調査項目

① 議会の構成について

ア 条例定数 45人(平成30年3月22日改正)

現員42人※欠員3人

イ 会派所属議員数(令和6年1月1日現在)

自民党市議団 20人(2人)

社民立憲 7人(2人)

公明党 5人(2人)

市民連合 4人(1人)

日本共産党 3人(1人)

にじとみどり 2人(0人)

無所属 1人(0人)

(カッコ内は女性議員数)

② 議会の役職等について

ア 正副議長の選出方法

議員改選後の各派交渉会(2年ごとに改選することを例としており、任期中間年は議運)において、投票により選挙を行うことを決定している。なお、議長及び副議長の選出過程を明らかにするため、平成26年第1回臨時会(平成26年5月)における正副議長選挙から、議運代表者会議等において議長又は副議長を志す議員の意思表明を実施(平成30年第1回臨時会(平成30年5月)まで試行)している。

イ 議選監査委員の選出方法

議員改選後の各派交渉会において、任期中(4年間)の会派割振りについて協議・決定している。

ウ 常任委員会の正副委員長の選出方法

議員改選後の各派交渉会において、任期中(4年間)の会派割振りにつ

いて協議・決定している。

算出方法については、5 常任委員会の 4 年の正副委員長ポスト 40 について、会派所属議員数を全議員数で割った数字で按分している。

なお、従来から無所属議員には副委員長ポストを任期中に 1 回割り振っていることから、委員長ポスト 20 については、会派所属議員数を無所属議員を除く人数で割った数字で按分し、副委員長ポスト 20 については、無所属議員割振り分を差し引いたポスト数について、各会派等別に総ポスト数から委員長ポスト数を差し引き算出している。

③ 本会議の質疑・質問等について

ア 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

区分	代表質疑	個人質疑
実施時期	第 1 回定例会及び第 3 回定例会並びに市長改選後初の定例会	毎定例会
質疑を認めている会派の範囲	所属議員 4 人以上	_____
発言順序	大会派順による繰上げ輪番制	発言通告書の提出順
発言時間の制限	60 分以内（答弁含まず）	30 分以内（〃）
発言回数	3 回以内 ※令和 4 年第 3 回定例会から個人質疑と同様に制限なし（一問一答方式試行）	制限なし
通告書提出期限	質疑等初日の 2 日前の午前 11 時	
通告書記載内容	議案番号、件名及び質疑点をより具体的に記載	

- ・本市においては、質疑・質問を分離せず、同時に実施している。
- ・代表質疑については、第 1 回定例会に限り、2 人以上の少数会派についても特にこれを認めている。（発言時間は答弁を含まず 30 分以内）
- ・残時間については、事務局職員が計測し、議場内の左右モニターに表示しているが、持ち時間の超過については、「一問一答方式に関する申合せ」において、「質疑時間は厳守することとし、やむを得ず持ち時間が超過した時は、新たな質問には入らない。なお、「まとめ」の発言であっても、20 秒程度オーバーした時点を目処として、議長が発言を制止することになること」としている。

イ 通告方法について

(ア) 発言通告の取扱いについて

- ・ 発言通告書（質疑・討論）の提出時期は、議案発送日の翌日（当該日が市の休日に当たる時は、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日）の午前9時から、質疑等初日の2日前（市の休日は換算せず）午前11時までとする。
- ・ 前項の提出時期に支障があるときは、その都度議運で協議する。

(イ) 発言要旨の記載について

- ・ 発言要旨は、議案番号、件名及び質疑点をより具体的に記載する。
- ・ 討論は、議案番号、件名及び賛成・反対の別を記載する。

(ウ) 発言の順序について

- ・ 代表質疑は、4人以上の会派を優先するものとし、4人以上の会派及び少数会派ごとに、それぞれ大会派順による繰上げ輪番制とする。なお、少数会派については、4人以上の会派の代表質疑終了後行うものとする。ただし、新たな会派の結成がなされた場合、当該会派の代表質疑については、それぞれの代表質疑の最後に行うこととし、以下順次繰上げ輪番制とする。
- ・ 個人質疑は、通告書の提出順とする。なお、同じ会派が連続する場合は、会派間で一部調整することができるものとする。
- ・ 討論の場合は、賛否両論を交互に、通告書の提出順とする。
- ・ 議長は、必要があると認めるときは、議運に諮って、発言の順序を決める。

④ 討論について

ア 通告方法について

- ・ 取扱いについては、③イ（ア）（イ）（ウ）を参照。

なお、発言時間については、1件の場合は10分以内、2件以上の場合は15分以内とする。

イ 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否特に定めなし

⑤ 議会運営委員会について

ア 定 数 11人

イ 任 期 1年

ウ 設置根拠 地方自治法、鹿児島市議会委員会条例

エ 委員及び正副委員長の選出方法

委員については、議員改選後の各派交渉会（それ以外の年は議運）において、会派割振りについて協議・決定（所属議員数3人以上の会派から所

属議員数の比例按分により算出)。正副委員長については、委員会において協議・決定。

オ 協議事項の決定方法

議会運営に関する申合せ（委員会条例第 17 条・表決関係）において、「議会の運営に関する事項等（議案、陳情等を除く）の取扱いについては、出席委員の全会一致になるよう最大限努力する」としている。

カ 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

①請願 なし

②陳情 なし

⑥ 予算審査について

・一般会計予算議案については、歳入・歳出とも、それぞれ所管の常任委員会に分割付託して審査する。ただし、総務環境委員会において、予算総額の確認を行う。

・特別会計、企業特別会計の予算議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査する。

⑦ 決算審査について

・一般会計、特別会計の決算議案については決算特別委員会を設置（第 3 回定例会で設置）のうえ付託して審査する。委員は、各会派の所属議員数の比例按分により選出した委員をもって構成する。

（令和 4 年度決算の審査日数 9 日間）

・企業特別会計決算議案については、所管の常任委員会（産業観光企業委員会）に付託して審査する。

・なお、各会計決算議案は、第 3 回定例会（9 月）に上程、最終本会議において継続審査の議決を経て閉会中（11 月初旬頃）審査を行い、第 4 回定例会（11 月または 12 月）において委員長報告等の後、議決している。

⑧ その他の特別委員会について

名称	定数 (人)	設置目的
桜島爆発 対策	1 1	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期すため、関係当局への意見反映を図る。 (令和 2 年 5 月 1 5 日設置) ※昭和 5 2 年から継続

都市整備対策	1 1	本市が当面している都市整備問題（河川改修、港湾整備、バイパス建設、鹿児島中央駅周辺の課題）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。 (令和2年5月15日設置) ※昭和52年から継続
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査	1 1	鹿児島港本港区のまちづくりに関する諸問題(サッカー等スタジアムの整備、ドルフィンポート跡地等の開発、路面電車観光路線の新設)について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。(令和4年10月3日設置)

【参考】開催及び議案等審査状況（令和4年1月～12月）

区分	開催日数		議案				
	委員会	現場視察(再掲)	原案可決	修正可決	否決	認定	不認定
桜島爆発対策	7	2	-	-	-	-	-
都市整備対策	5	0	-	-	-	-	-
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査	3	0	-	-	-	-	-
決算	10	0	-	-	-	9	0
計	25	2	-	-	-	9	0

⑨ 常任委員会について

ア 常任委員会数（定数）

名称	定数(人)	所管事項
総務環境	9	総務局、企画財政局、環境局、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
防災福祉こども	9	危機管理局、健康福祉局及びこども未来局の所管に属する事項
市民文教	9	市民局及び教育委員会の所管に属する事項
産業観光企業	9	産業局、観光交流局、農業委員会、市立病院、交通局、水道局及び船舶局の所管に属する事項

建設消防	9	建設局及び消防局の所管に属する事項
------	---	-------------------

イ 開催及び議案等審査状況（令和4年1月～12月）

区 分	開催日数			議案				
	委 員 会	現場 視察 (再掲)	連合 審査会 (再掲)	原案 可決	修正 可決	否決	認定 その他	不認定
総務環境	12	0	0	25	0	0	1	0
防災福祉こども	10	0	0	18	0	0	0	0
市民文教	10	0	0	16	0	0	1	0
産業観光企業	13	0	0	52	0	0	6	0
建設消防	8	0	0	25	0	0	0	0
計	53	0	0	136	0	0	8	0

ウ 閉会中の継続審査及び調査について

(ア) 本会議での議決内容

委員会ごとに作成する「継続審査及び調査一覧表」に基づき、最終本会議において議決する。議決内容は、議案、請願・陳情等のほか、各委員会が所管する局等の事務全般である。

エ 請願・陳情の審査

(ア) 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

1回目の審査に当たっては、原則として紹介議員は関係委員会に出席し趣旨説明をするほか、委員会の質疑に応ずるものとする。

(イ) 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

委員会（常任、特別及び議会運営）において、請願及び陳情の提出者が希望し、かつ、付託された委員会が必要と認めた場合に、当該請願及び陳情について、市民等（提出者）から意見聴取する機会を設けている。

<意見陳述の方法>

A 意見陳述の時期

委員会の1回目の審査において、委員会の休憩中に行う。

B 意見陳述の内容

請願・陳情に関する補足説明、意見等を陳述する。

C 人数

請願・陳情1件につき、代表者1名。

(ただし、陳述者が介護などを必要とする場合は、補助者1名の同席を認める)

D 発言時間

5分以内

E 資料等の配付及びパネル等の使用

委員長の許可を得たものについては、使用できる。

F 質疑

委員から陳述者に対し、あるいは、陳述者から委員に対し質疑することはできない。

G 傍聴等

意見陳述の際は、一般及び報道関係者の傍聴を認める。また、市当局（市の関係部局の職員）は出席しない。

オ 傍聴者への資料提供について

傍聴席に閲覧用の議案書や陳情文書表、当局提出資料を配置している。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

ア 令和4年の受理件数

請願 3件

陳情 11件

イ 令和4年の処理状況（4年受理分）

請願（採択 0件、不採択 2件、※1件は現在も継続審査中）

陳情（採択 0件、不採択 2件、参考送付 8件、

※1件は令和5年第1回定例会において不採択）

ウ 請願と陳情の取扱いの差異

請願が全て受理し委員会付託するのに対し、陳情は内容によって、

- ・陳情文書表を作成し、関係の委員会に付託するもの
- ・付託はせずに陳情書の写しを全議員に参考送付するもの

- ①陳情内容が国等への意見書提出を求めるもの
- ②陳情内容が市の所管外のものでかつ市の事務と関連のないもの
- ③陳情内容が委員会付託に適さないもの

に分類する。なお、付託を要するかどうかについては、議長が議運に諮って決定している。

エ 付託の時期

・毎定例会告示日までに提出された請願・陳情については、会期中の所管の委員会へ付託する。ただし、第1回定例会においては、招集日までに提出されたものとする。

・告示日後、最終本会議開会7日前までに提出された請願・陳情については、

閉会中の継続審査事件として所管の委員会へ付託する。

オ 審査方法

(ア) 請願の審査順序は、次のとおりとする。なお、2回目以降の審査はこの限りでない。

- (A) 議題の宣告
- (B) 紹介議員の趣旨説明
- (C) 同上に対する質疑
- (D) 当該請願に対する当局の実情説明又は考え方（見解）の聴取
- (E) 同上に対する質疑
- (F) 意見まとめ（意見開陳及び討論、表決）

(イ) 1回目の審査に当たっては、原則として紹介議員は関係委員会に出席し趣旨説明をするほか、委員会の質疑に応ずるものとする。ただし、委員会が同時開会等のため、出席を求められた時点で紹介議員に支障がある場合は、出席時刻を調整することができる。

(ウ) 当局は、請願の提出者ではないので、当局説明は主として当該請願事項の実情、将来計画、今後の対応策等について、又は、請願趣旨に対する当局の考え方、対応状況等について説明するものとする。

(エ) 請願のうち、その内容が市の所管外のものでかつ市の事務と関連のないものについては、当局出席は求めず、委員間で協議審査する。なお、他都市の調査等の必要がある場合は、事務局が当たる。

(オ) 取下げ折衝は、原則として紹介議員を通じて行うものとする。なお、請願書の取下げ（一部取下げ）に当たっては、紹介議員の署名または記名押印も添えて申し出るものとする。

カ 分割付託

内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、関係委員会別に適宜分割付託する。ただし、疑義のあるものについては、その都度議運で協議する。

キ 個人情報の取扱い

議員や当局、マスコミ等に配付する請願文書表・陳情文書表に記載される個人情報（住所、氏名）については、提出時に了解を得た上で記載しているが、ホームページ上で公開している同文書表については、個人情報に配慮し、掲載しない取扱いとしている。

⑪ 議場に設置されている対面式の発言台の使用状況について

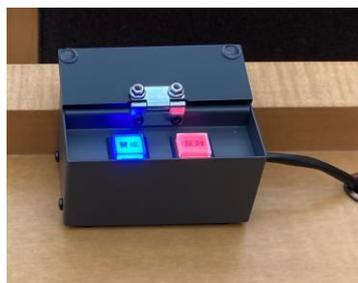
○ 平成14年第1回定例会から、議員が議長席側の演壇から議員席に向かって質疑を交わす従来の方式に代え、議員席最前列の演壇から答弁者である当局席側に向かって質疑する対面式を導入しており、登壇は議長席側と議員席側の2箇所の演壇とし、発言は以下の区分により行うこととしている。

- ・議長席側の演壇からの発言（議員に対する発言）
 - 委員長報告及びそれに関連する発言、討論、議員提出議案に関する発言、修正案に関する発言、動議、投票に関する要求、議員の発言取り消し、市長発言、議長のあいさつ等
 - ・議員席側の演壇からの発言（当局に対する発言）
 - 代表質疑、個人質疑、緊急質問、未通告発言、議員の質疑等の際の発言訂正
- なお、議員の次の発言までの待機場所については、演壇横の記載機で答弁を聞くことになるが、左右の記載機のどちらを使うかは、質疑者の自由とする。
- 【参考】議員席
- ア 自席におけるマイク設備の有無
 - なし
 - イ 自席における発言機会（代表質問、個人質問など）
 - なし

⑫ 電子表決システムの使用状況について

平成 27 年の議事堂移転に伴い、分かりやすく、効率的な議会運営を行うため、電子表決システムを導入し、表決結果を議場内のモニターに表示している。（インターネット中継においても表示）

（参考：表決機器については、令和 5 年にタブレットから押しボタンに更新）



（表決機器）



（議場内モニターへの表示）

（5） 主な質疑内容等

（委 員） 個人質疑の発言順序を発言通告の順番としていることに関する実際の運用について

（説明者） 発言順序が同じ会派で連続することに関して特に禁止規定はないため、実際にそうした発言順序になることがある。A会派、B会派、C会派の順としなければならないといったことはない。

（委 員） 代表質疑の演壇の使用状況について

（説明者） 代表質疑の際、初めに議長席側の演壇に登壇して質問する。質

問を終えたら、対面の議員席側の演壇へ移動し脇にある記載机で答弁を聴く。答弁後、議員席側の演壇で再質問をし、記載机で答弁を聴くといった流れを繰り返し、全ての質問と答弁が終了した時点で質問者は自席に戻り着席する。

(委員) 特別委員会の所属委員の選出について

(説明者) 桜島爆発対策特別委員会及び都市整備対策特別委員会は、昭和52年から設置され現在では常設的なものとなっており、市議会議員改選後、特別委員会の設置とともに所属委員の割り振りについて協議されている。会派人数を基に4年間のポスト数を算出し、各会派から選出されることとなる。なお、正副委員長の選出については、同委員会とともに決算審査特別委員会をポストの算出数として加え、会派人数を基に4年間のポスト数を算出し、各会派から選出することとしている。

鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会は令和4年10月に設置されたことから、単年度の選出として考え、定数11人に関して会派人数を基に割り振り、会派から選出する人数を算出している。なお、正副委員長は互選となっている。

(委員) 電子表決システムにおける個々の議員の賛否の把握について

(説明者) 投票時に議員の座席図とともに、賛否が色分けして表示されることとなっており、個々の議員の賛否を把握することができる。

(委員) 請願審査時において紹介議員による趣旨説明を行うこととなった経緯について

(説明者) 過去に請願の提出が乱発されることがあり、署名する議員に一定程度の責任が課されるべきであるとの考え方から、昭和55年11月に請願取扱要綱を制定し、請願審査時、紹介議員による趣旨説明を行うこととなった。要綱制定当初は、趣旨を確認するための質疑が主であったが、近年は、請願要旨の詳細な内容まで質疑が行われるようになってきている。なお、請願の受理件数は年々減少傾向にある。

(委員) 署名議員が複数いる請願の場合に関する請願審査時の紹介議員による趣旨説明について

(説明者) 署名議員が複数いる場合は、署名議員間で協議され代表一人が委員会へ出席し趣旨説明を行う。

(委員) 請願・陳情の審査時に提出者の意見陳述の機会を設定した経緯について

(説明者) 議会基本条例制定時に申し合わせが行われ意見陳述の機会を設けることとなった。議会基本条例に積極的に市民から意見を聴く

機会を設けるとする旨の条文を定め、そのことに伴い、請願・陳情文では読み取ることのできない願意や経緯等を把握し、審査に臨むといった趣旨から請願・陳情者の意見陳述の機会を設けるとの申し合わせが行われた。

(委員) 請願・陳情の提出者の意見陳述の実施状況について

(説明者) 提出者による意見陳述は、委員会の休憩中に行われ、会議録には残らない取り扱いとしている。なお、意見陳述は、「請願及び陳情の提出者が希望し、かつ、付託された委員会が必要と認めた場合」に行うとしているが、委員会が認めなかったケースはない。

(委員) 陳情の受理に関する制限について

(説明者) 特に制限は設けておらず、提出にあたって他数名の賛同者が必要であるとか、県外からの提出者によるものは受理しないなどといったことはない。

(委員) 代表質疑の質問時間について

(説明者) 所属議員が4人以上の会派に代表質疑の機会が認められており、一律で60分以内と設定している。これは質問時間（意見・要望を含む）のみの制限であり、概ね答弁の時間も質問時間と同じくらいの時間がかかっているものと認識している。

(委員) 会期日程における個人質疑の取り扱いについて

(説明者) 平成19年から個人質疑は1日5人と設定されている。通常、会期日程として個人質疑を3日間設定しているが、質問者が15人を超えた場合は会期日程を変更して個人質疑の時間を追加するといった運用を行っている。過去に議員定数が多かったときは、会期日程を変更するケースが度々あったと認識しているが、現在の議員定数の45人となってからは、会期日程を変更したケースは生じていない。

(委員) 反問権の行使の状況について

(説明者) 平成27年に申し合わせを行い、発言の趣旨を確認することを認めた反問権を認めることとなり、現在のところ実績は1回である。なお、近年、反対質問についても認める運用となったが、実績はない。

(委員) 緊急質問が実施される場面について

(説明者) 会期中に議案の審査等の日程がある程度終了した中で、市政一般に関する重大な課題が生じた場合にその課題について、質問を行う必要があると判断された場合に緊急質問が実施されたケースがあった。基本的に個人が行うものとしており、時間は15分以内としている。

4 視察概要―②

(1) 視察先

北九州市

(2) 視察月日

1月24日(水)

(3) 対応者

議会事務局長

議会事務局議事課長

議会事務局議事課議事係長

議会事務局総務課庶務係長

議会事務局総務課主査

(4) 調査項目

① 議会の構成について

ア 条例定数

57人(平成28年3月31日改正)

現員57人※欠員0人

イ 会派所属議員数

北九州市議会自由民主党・無所属の会議員団 16人

北九州市議会公明党議員団 13人

ハートフル北九州市議会議員団 11人

日本共産党北九州市議会議員団 8人

日本維新の会 3人

自民党・市民が市長をつくる北九州未来市議団 3人

北九州市議会井上しんご 1人

村上さとこ 1人

北九州・若松を愛する会 1人

② 議会の役職等について

ア 正副議長の選出方法

各会派間の調整に委ねられている状況である。

(参考)

一般選挙後、議会運営委員が選任されるまでの間は、議会運営準備委員会(構成と目的は、議会運営委員会に同じ。)を組織し、初議会における正副議長の選挙から議会運営委員の選任までの議事について各

会派間の連絡調整を行っているが、正副議長候補者の選出については同準備委員会では協議していない。

イ 議選監査委員の選出方法

各会派間の調整にゆだねられている状況である。

ウ 常任委員会正副委員長の選出方法

所属議員 5 人以上の会派代表者で構成する代表者会議において協議し、正副委員長ポストを配分しているが、具体的な配分基準等は特にない。

③ 本会議の質疑・質問等について

ア 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

(ア) 代表質問・質疑

(イ) 一般質問（個人質問）

- ・ 質疑・質問の形態、発言時間、回数制限

別紙 1 「本会議の発言方法について」

- ・ 質問残時間の把握方法

議場の前方・後方の 2 か所に設置している残時間表示計により把握している。

イ 通告方法について

(ア) 代表質問・質疑

(イ) 一般質問（個人質問）

- ・ 質疑・質問の発言通告は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日（※）の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）の午後 4 時までに提出する。

（※） 質疑・質問に入る本会議の 3 日前

- ・ 発言通告書には、発言の区分（質疑・質問）、発言時間（30 分・60 分）、発言方式（一問一答・一括）、発言内容（項目・要旨）、本会議に出席を求める者（市長、教育長を除く）を記載する。

④ 討論について

ア 通告方法について

討論をする日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）の午後 4 時までに提出する。

発言通告書には、賛成又は反対の別を記載する。

イ 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

「全会派（無所属を含む）一致で議決されることが見込まれる事件に対する討論は、議事の円滑化を図るため、極力控えるものとする。」と平成 30 年 12 月の議会運営委員会で申し合わせ、先例に規定している。

なお、当該申し合わせがなされた後、全会派賛成の見通しとなっている議案に対し、賛成討論が行われた事例がある。

⑤ 議会運営委員会について

ア 定 数： 8 人

イ 任 期： 2 年

ウ 設置根拠： 北九州市議会委員会条例

エ 委員及び正副委員長の選出方法：

・ 委員の選出方法

次のとおり会派ごとに所属議員数に応じて選出する。

所属議員 5～9 人 : 1 人

同 10～14 人 : 2 人

同 15 人以上 : 3 人（定限）

・ 正副委員長の選出方法

委員長…議長の所属する会派が推薦する委員を充てる

副委員長…副議長の所属する会派が推薦する委員を充てる。

オ 協議事項の決定方法

全会派一致をもって決定する。したがって、全会派一致とならないときは現状どおりとすることを決定している。

カ 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

（ア） 請願

・ 付託件数 1 件

・ 件名及び審査状況

a. 旧統一教会不関与確認決議に対する懸念への誠実な対処を求めることについて（継続審査）

（イ） 陳情

・ 付託件数 4 件

・ 件名及び審査状況

a. 市議会傍聴時におけるマスク装着について（不採択）

b. 洋上風力発電先進都市海外視察団の視察報告書の提出及びインターネットへの公開について（採択）

c. 市街化区域から市街化調整区域への見直しについての特別委員会の設置について（継続審査）

d. 請願・陳情に対する取り扱いの改善について（継続審査）

⑥ 予算審査について

ア 設置時期

当初予算議案が提出される2月定例会（暫定予算時は6月定例会）の質疑（代表質疑・一般質疑）終了後、全議員構成で設置している。

イ 正副委員長・理事の選出方法

所属議員5人以上の会派に大会派順（所属議員同数の会派は、会派結成の届出順）で輪番制により割り当てている。正副委員長は、本会議で議決により選任する。

ウ 審査方法

3つの分科会を設置し、各分科会には主査、副主査各1名を置くこととしている。第1分科会は総務財政、経済港湾委員会関係、第2分科会は教育文化、保健福祉委員会関係、第3分科会は環境水道、建設建築委員会関係とし、それぞれ所管の常任委員会に属する委員及び正副主査について、委員長が委員会に諮って各分科会委員・正副主査として指名する。なお、正副主査の選出方法は、正副委員長と併せて輪番制により割り当てている。

審査日程は9日間で、

- a. 1日目 全体会で、分科会の設置及び正副主査の選出を行った後、各分科会で資料要求
- b. 2～5日目 各分科会で局別審査
- c. 6日目 市長質疑準備のための休会
- d. 7日目 市長質疑
- e. 8日目 委員長報告作成のための休会
- f. 9日目 各分科会報告の取りまとめを行った後、全体会で採決

なお、局別審査及び市長質疑では会派持ち時間制を採用しており、各会派の分科会持ち時間は、答弁の時間を含めて以下のとおりである。

（局別審査） 会派持ち時間＝10分＋5分×会派所属議員数

1人会派又は無所属議員は10分

（市長質疑） 各分科会おおむね2時間であり、各会派の持ち時間は以下のとおりとし、1分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

3人以下会派 360分÷議員定数

4人以上会派（120分－所属議員3人以下の会派の持ち時間の合計）÷所属議員4人以上の会派数

⑦ 決算審査について

ア 設置時期

決算議案が提出される9月定例会の質疑終了後、全議員構成で設置して

いる。決算議案が提出される 9 月定例会の質疑終了後、全議員構成で設置している。

イ 正副委員長・理事の選出方法

ウ 審査方法

「⑥ 予算審査について」と同様

⑧ その他の特別委員会について

ア 設置時期

特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決で置くこととされ、その設置については、議会運営委員会で協議することとされている。

本市では、平成 24 年度以後、その設置はなかったものの、北九州空港のさらなる活性化策についてスピード感を持って検討する上で、多くの事件を集中して審査する必要が生じたことから、令和元年 9 月に北九州空港機能強化・利用促進特別委員会を設置した。

同特別委員会は令和 2 年 11 月に審査を終了し廃止したが、その後、コロナ禍により厳しい経営状況となった再度就航航空会社の支援のあり方等を本市議会として調査研究することの重要性が極めて高まったことから、での令和 3 年 6 月、「空港機能強化・利用促進特別委員会」を設置し、航空ネットワークの継続・発展、就航航空会社への支援のあり方、滑走路の 3,000m 化等、の事件の審査を行っている。

イ 正副委員長の選出方法

議長が当該委員会の委員のうちから会議に諮って選任する。

ウ 審査方法

「⑨ 常任委員会について」と概ね同様

⑨ 常任委員会について

ア 常任委員会数（定数）

6 委員会

総務財政委員会（10 人）

経済港湾委員会（9 人）

教育文化委員会（10 人）

健福祉委員会（10 人）

環境水道委員会（9 人）

建設建築委員会（9 人）

イ 各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数：令和 4 年実績）

総務財政委員会 20 日（9 日）

経済港湾委員会 17日（8日）
教育文化委員会 20日（11日）
保健福祉委員会 22日（13日）
環境水道委員会 19日（10日）
建設建築委員会 17日（8日）

ウ 閉会中の継続審査及び調査について

（ア）本会議での議決内容

「閉会中継続調査申出書」にて本会議最終日に議決する。

一般選挙後及び委員改選後、各常任委員会において、任期中の所管事務調査事項を決定し、当該内容について継続調査事項としている。

エ 請願・陳情の審査

（ア）請願の審査における紹介議員の趣旨説明

紹介議員の趣旨説明にかかる規定はなく、行われた例もない。

（イ）請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

提出者は請願・陳情の補足説明を行うために、口頭陳情を行うことが可能で、付託委員会において委員長の許可により行っている。

口頭陳情は、請願・陳情の提出者の中から5人以内、陳情時間5分以内とし、委員会開会前又は休憩中に受けるのを例としている。

オ 傍聴者への資料提供について

平成14年2月から傍聴者への資料配布を一部開始した（付議事項、請願・陳情文書表、配席表）。

平成26年5月から、請願・陳情審査の際に使用する資料についての傍聴者への資料配布を開始した。

令和2年2月から、委員会で配布する資料について、閲覧用資料を設置することとした。

令和2年4月から、ホームページ上に掲載している委員会資料について、傍聴者がスマートフォン等を使用して閲覧することを認めることとした。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

ア 令和4年の受理件数

請願 2件

陳情 58件

前年からの継続審査件数 請願 8件、陳情 51件

イ 令和4年の処理状況

請願（採択0件、不採択1件、継続審査9件、取下げ0件）

陳情（採択1件、不採択8件、継続審査98件、取下げ2件、付託前

取下げ 3 件)

ウ 請願と陳情の取扱いの差異

陳情書について、その内容が請願と同様に取り扱うべきもの（※）は、請願の例により処理することとしており、基本的には請願・陳情とも委員会に付託し審査している。

（※）請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したもの。

- a. 趣旨が明らかでないもの
- b. 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- c. 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの
- d. 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの
- e. 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの
- f. 市の公益に関する内容と認められないもの
- g. その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの

請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知している。

また、請願を採択した場合には、執行機関に対し処理の経過及び結果報告を請求するが、陳情については請求しないこととしている。

エ 付託の時期

会期最終日の 6 日前（当初予算（暫定予算を除く）を審議する議会においては、8 日前。市の休日は算入しない。）までに受理したものは当該会期に付託し、同日後に受理したものは次会期に付託する。なお、点字によるものについては、6 日前を 10 日前に、8 日前を 12 日前にそれぞれ読み替えることとしている。

オ 審査方法

急施を要するもの又は議案に関連する請願・陳情を除き、閉会中に審査を行っている。

審査方法は、一般的には開会前に書記が請願・陳情文書表を朗読し、希望があれば委員長の許可により請願・陳情者が口頭陳情を行った後に開会し、執行部が現状や市の考え方を説明した後、執行部に対して委員が質問を行っている。

なお、本市では委員会で、請願・陳情のいずれについても採択又は不採択を決定した場合、その結果については次回の定例会で委員会報告書を提出する。委員長報告は省略することとしている。

カ 分割付託

（ア） 会議規則

北九州市議会会議規則第 131 条第 3 項で「請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。」と規定している。

(イ) 分割付託

(A) 請願の内容が 2 以上の委員会に属する場合、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に分割付託している。

(B) 請願の内容が 2 以上の場合、その所管が同一の常任委員会であれば、1 つの文書表にするのを例としている。

(ウ) 採決

(A) 請願の内容が数項目にわたるものについては、項別に採決することがある。採決した項目については、直近の本会議において、その部分についてのみ議事を行うこととしている。

(B) 項別に結論が異なる場合においても、(ア)と同様の取り扱いをしている。

(エ) 陳情の分割付託

請願と同様の取り扱いをしている。

キ 個人情報取り扱い

請願・陳情文書表に記載された個人情報（住所・氏名を含む）は、審査等のため、議員のほか執行部、報道機関及び委員会の傍聴者にも提供されることがある旨をあらかじめ請願者・陳情者にお知らせしている。

なお、市議会ホームページには個人情報（住所・氏名を含む）は掲載していない。

⑪ タブレット端末を活用した議会運営について

ア 導入時期

(試行実施) 令和元年 12 月 1 日～

(本格導入) 令和 3 年 2 月 10 日～

イ 端末の仕様 Apple iPad Pro セルラーモデル (5G)
(12.9 インチ及び 11 インチ)

ウ 導入台数 69 台 (議員 57 台、事務局 12 台)

エ 対象会議

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 (決算・予算特別委員会含む)、議員総会、正副委員長会議、代表者会議

オ 使用方法 (会議等)

対象会議におけるペーパーレス会議システム (専用のアプリケーションを使って、会議資料をタブレットの画面上で閲覧・共有できるシステム) を通じた資料閲覧

- カ 使用方法（会議等以外）
執行部からの議員への情報提供等、政策立案・提案活動などの議員活動
- キ 専用のアプリケーション
SideBooks（東京インタープレイ）
- ク 通信方法
議会フロアに設置された Wi-Fi を利用
- ケ 運用費用（年間）
令和 4 年度決算額 4,604 千円
（タブレット端末 : 3,558 千円）
（専用のアプリケーション : 528 千円）
（Wi-Fi 使用料等 : 518 千円）

(5) 主な質疑内容等

(委員) 議案書等の配布方法について

(説明者) 議案書等の配布は全て電子ファイルにより行っており、紙媒体との併用は行わないこととしている。なお、アプリには印刷機能があるため、希望者は自ら印刷した紙媒体を使用することが可能である。

(委員) タブレット端末の使用に伴う、議場等へのキーボードの持ち込み及び使用について

(説明者) キーボードの打鍵音など操作音が周囲に迷惑にならない範囲であれば、自費でキーボードを購入し、タブレット端末とともに議場等に持ち込んで使用することは可能である。

(委員) タブレット端末使用における周辺機器及びアプリ使用に関する自費負担について

(説明者) ハード面及びソフト面の両面において、事務局が貸与しているものを除いては自費で購入し使用することとなる。有償のものを使用したい場合は常識の範囲内であれば、議場等で使用可能となっている。

(委員) 議員が質問時に使用する補足資料の閲覧方法について

(説明者) 北九州市では、議場にディスプレイが設置されておらず、質問時に議員が補足資料を使用するときは、議場配布資料として取り扱われ、タブレット端末で閲覧が可能である。

(委員) セルラーモデルのタブレット端末を使用している経緯について

(説明者) タブレット端末の導入検討時、市施設内で利用できるフリー Wi-Fi の電波が弱かったため、セルラーモデルを導入することとなった。なお、回線が混線するためか通信速度が遅くなる事象が

生じたため、現在は議会フロアに専用 Wi-Fi が設置されている。タブレット端末導入前は、執行部から議員への情報提供の際、FAX を使用しており非効率であったが、タブレット端末を導入し、庁外への持ち出しを可能としたことから、特に時間外勤務時間帯などに突発的に情報提供が必要となった場合においても、情報のやり取りが容易にできることとなった。

本会議での発言方法について（北九州市議会）

区分	当初予算を審議する定例会 2月定例会（暫定予算時は6月）	左記以外の定例会 6月定例会（暫定予算時は3月）、 9月定例会、12月定例会	全ての定例会																		
形態	代表質疑	会派質疑	一般質疑・一般質問																		
発言順序	大会派順	大会派順	<p>議会運営委員会で、各会派があらかじめ指定した発言者順に、下表の方法による抽せんで決める。所属議員4人以下の会派（無所属含む）の発言者は、2回目以降の抽せんに加え、委員長がくじを引く。なお、発言時間が30分以内（1枠）の場合は、会派ごと2人（2枠）の発言を連続して行うことができ、その際の発言順序は、1回の抽せんで決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽せん</th> <th>くじを引く順序</th> <th>発言順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>大会派順</td> <td>1番から</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>小会派順</td> <td>1回目の最終順位の次番から</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>大会派順</td> <td>2回目の最終順位の次番から</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>小会派順</td> <td>3回目の最終順位の次番から</td> </tr> <tr> <td>5回目以降</td> <td colspan="2">以下、同様とする。</td> </tr> </tbody> </table>	抽せん	くじを引く順序	発言順序	1回目	大会派順	1番から	2回目	小会派順	1回目の最終順位の次番から	3回目	大会派順	2回目の最終順位の次番から	4回目	小会派順	3回目の最終順位の次番から	5回目以降	以下、同様とする。	
抽せん	くじを引く順序	発言順序																			
1回目	大会派順	1番から																			
2回目	小会派順	1回目の最終順位の次番から																			
3回目	大会派順	2回目の最終順位の次番から																			
4回目	小会派順	3回目の最終順位の次番から																			
5回目以降	以下、同様とする。																				
発言順序	5人以上の会派は各1人以内 ※4人以下の会派（無所属含む）には認めない。	5人以上の会派は各2人以内 ※4人以下の会派（無所属含む）には認めない。	<p>(1)議員 1人の年間（暦年）の一般質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め90分とし、各会派に所属議員数に応じた発言時間を付与する。</p> <p>(2)各会派に付与した発言時間は、30分を1枠として換算し、これを年間（暦年）の発言枠数とする。</p> <p>(3)各定例会における一般質疑及び一般質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言枠数に上限を定める。</p> <p>(4)議員 1人の一般質疑及び一般質問の発言は1枠を基本とし、各会派の発言枠数の範囲内で、これを2枠とすることができる。</p> <p>(5)各会派の発言枠数の範囲内で議員 1人が年間（暦年）の発言時間90分を超えて発言することができる。</p> <p>(6)各会派は、発言枠を一般質疑及び一般質問のいずれにも使用することができる。</p>																		
発言時間 （答弁時間含む）	1会派 90分以内	1会派 60分以内 ※60分以内の発言時間を2人で使用する場合、発言時間は1人30分以内とし、2人での発言は連続して行う。また、60分以内の発言時間を30分以内とし、1人で使用することもできる。																			
発言回数	一括質問一括答弁方式・3回まで 一問一答方式・・・・制限なし																				